

重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり					
基本施策7: 安全・安心					
(1) 防災対策	① 防災対策の充実	<p>●災害時の避難支援体制の整備については、避難行動要支援者名簿の作成に取り組み、要支援者本人の同意を得て、消防、警察、民生委員など地域の関係機関及び支援者にあらかじめ情報を提供するとともに、平常時における地域のつながりを進めていきます。また、障害のある人や高齢者など特に配慮が必要な人の生活状況等の把握に努めるとともに、それらの情報を避難行動要支援者名簿に反映することで、災害時における支援等の充実を図り活用性を高めます。</p> <p>●障害のある人や事業者等の防災意識の向上を図るため、市政出前講座や防災講演会等を開催するとともに、市の情報誌やホームページなど、様々な媒体を活用して防災情報等の一層の周知に取り組みます。</p> <p>●地域での自発的な防災活動や防災マップづくりの促進を図るため、「地域における防災力向上講座」を開催します。また、地域での防災訓練等の実施にあたっては、障害のある人の参加が促進されるよう、地域のつながりや「顔の見える関係」の構築に努めます。</p>	<p>・市報・市ホームページ等での名簿情報の提供に際しての同意の周知を進めるとともに、防災ブックの改訂に併せて、要配慮者支援の「自助」「共助」の重要性についての啓発を行っていく。</p> <p>・市民や事業者等への防災意識の向上を図るため、引き続き出前講座への対応や地域での防災活動への支援等に取り組んでいく。</p> <p>・高校生、大学生の防災教育を支援するとともに、市政出前講座や、地域の避難訓練等の集まり等の様々な機会を捉えて、周知啓発を進める。また、市社協や地域振興センター等と連携し、災害時の共助による情報伝達の手法を含め、要配慮者の地域における避難支援の仕組みづくりに取り組んでいく。</p> <p>・地域の防災マップづくりが全地域で作成されるよう、引き続き支援していくとともに、作成に当たっては、より多くの地域住民の参加を呼びかけていく。また、地域における防災訓練では、要配慮者や関係団体にも参加してもらい、地域ぐるみの避難行動支援の体制づくりを推進していく。</p>	更新	<p>・災害時の個別支援計画の作成について追記する。</p> <p>●災害時の避難支援体制の整備については、避難行動要支援者名簿の作成に取り組み、要支援者本人の同意を得て、消防、警察、民生委員など地域の関係機関及び支援者にあらかじめ情報を提供するとともに、平常時における地域のつながりを進めていきます。また、障害のある人や高齢者など特に配慮が必要な人の災害時における避難行動等について、一人ひとりの状況にあわせて作成する避難行動計画(個別支援計画)の取組を進めていくことで、災害時における支援等の充実を図ります。</p>
	② 避難のための情報伝達	<p>●要配慮者及び避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難勧告や避難指示の発令に先だって避難準備情報を発令するなど早めの避難を促すとともに、その情報伝達について配慮します。</p> <p>●災害発生時に障害のある人に対して、迅速かつ確実に避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線の屋外拡声器や戸別受信機の整備を行い、戸別受信機については、障害者施設等への整備も進めます。また、携帯電話のメール機能やホームページの閲覧機能を活用して防災関連情報等を発信できる「尼崎市防災ネット」の加入者の拡大に取り組むなど、情報伝達手段の重層化に努めます。</p>	<p>・災害情報の伝達については、防災行政無線や尼崎市防災ネット、SNS、広報車、公共施設への掲示のほか、聞き逃した内容を電話で確認できる「自動電話応答サービス」を活用するなど、引き続き、文字や音声を複数組み合わせ合わせた多層的な情報発信を行っていく。また、災害時に配慮が必要な人への効果的な発信方法を含めた地域内での情報伝達手段に関する仕組みづくりを推進していく。さらに、「地上デジタル対応ラジオ」が対象者に給付されるよう、視覚障害の当事者団体を通じて周知を図っていく。</p>	統合して継続	<p>●災害発生時に障害のある人に対して、迅速かつ確実に避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線の屋外拡声器や戸別受信機の整備を行い、戸別受信機等については、障害者施設等への整備も進めます。また、携帯電話のメール機能やホームページの閲覧機能を活用して防災関連情報等を取得できる「尼崎市防災ネット」の加入者の拡大や聞き逃した防災情報を電話で確認できる「自動電話応答サービス」の提供、地域における情報伝達の仕組みづくりなど、多層的な情報伝達手段の充実に努めます。</p>

(1) 防災対策	③ 避難所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所において障害のある人が、必要な物資等を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、避難所生活における運営体制の整備やバリアフリーへの配慮に取り組みます。また、手話通訳者やボランティア等との連携を図り、避難所等の支援体制の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の充実を図るため、引き続き物資を確保する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所において障害のある人が、必要な物資等を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、避難所生活における運営体制の整備やバリアフリーへの配慮に取り組みます。また、手話通訳者やボランティア等との連携を図り、避難所等の支援体制の整備に努めます。
		<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人が円滑に避難できるよう、災害時の連絡先や避難場所の周知に努めます。また、福祉避難所の指定拡大に取り組むとともに、平常時においても指定された施設等との連携の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の拡充に向けて、教育施設など様々な施設と協議を行っていく。また、引き続き、福祉避難所指定施設のマニュアル作成を支援するとともに、施設での福祉避難所開設・運営訓練の実施に向けて取り組んでいく。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人が円滑に避難できるよう、災害時の連絡先や避難場所の周知に努めます。また、指定避難場所における要配慮者避難室の充実や福祉避難所の指定拡大等に取り組むとともに、平常時においても指定された施設等との連携の強化を図ります。
	④ 関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者団体や地域の関係団体、事業者、公的機関等と本市で構成する「災害時要援護者支援連絡会」を開催し、本市における防災対策や災害時の支援体制等についての意見交換や課題解決に向けた検討を行うとともに、相互の連携の緊密化に努めます。また、会議で出た意見等は、ホームページ等に掲載するなど共有を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市ケアマネジャー協会等の支援団体や当事者団体と意見交換を行い、行政と支援関係者の役割分担の整理や情報伝達の仕組みづくり等について検討していく。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者団体や地域の関係団体、事業者、公的機関等と本市で構成する「災害時要援護者支援連絡会」を開催し、本市における防災対策や災害時の支援体制等についての意見交換や課題解決に向けた検討を行うとともに、相互の連携の緊密化に努めます。また、会議で出た意見等は、ホームページ等に掲載するなど共有を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> ●災害等の発生後にも、障害のある人が継続して必要な福祉サービス等を受けることができるよう、障害福祉サービス事業所等における防災対策の推進や連携体制の構築に努めます。 		更新	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の流行時におけるサービス継続について追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害の発生や感染症の流行時においても、障害のある人が継続して必要な福祉サービス等を受けることができるよう、サービス事業所等における災害対策や業務継続に係る計画作成の推進、連携体制の構築に努めます。
	⑤ 緊急通報等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活における一人暮らしの障害のある人等の安心感の確保や緊急時の早期援護を可能とするため、緊急通報システムの普及に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システムについては、引き続き制度の周知に努めるとともに、緊急時の支援体制の充実等についても検討していく。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活における一人暮らしの障害のある人等の安心感の確保や緊急時の早期援護を可能とするため、緊急通報システムの普及と利便性の向上に取り組めます。
		<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害のある人など、会話による緊急通報が困難な人を利用対象とした、火災・救急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「尼崎市WEB119・FAX119」の利用促進に向けては、防災や福祉の関係部局等との連携を図り、効果的な広報等について検討していく。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害のある人など、会話による緊急通報が困難な人を利用対象とした、火災・救急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用を促進します。

(2) 防犯対策、消費者保護	① 防犯対策の推進	<p>●警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報・啓発活動の推進を図り、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組みます。</p>	<p>・本市の喫緊の課題であったひったくりは減少傾向にある中、同一犯による連続発生により単年で増加したが、引き続き対策に取り組んでいく。また、自転車盗難は平成以降最少を推移する中で、新たな目標に向け、継続して取組を進めていく。また、特殊詐欺の認知件数は本市では減少傾向にあるものの、阪神間では集中的に認知されていることから、近隣の動向を注視し、効果的・効率的な事業を関係機関と連携しながら展開していく。</p>	更新	<p>・障害者団体との協力について追記する。</p>	<p>●警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報・啓発活動の推進を図り、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組みます。また、障害のある人への広報・啓発にあたっては、当事者団体と協力して取り組みます。</p>
		<p>●聴覚等に障害のある人の緊急通報手段となるメール110番やファックス110番(兵庫県警察)の利用の啓発に努めます。</p>		継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●聴覚等に障害のある人の緊急通報手段となるメール110番やファックス110番(兵庫県警察)の利用の啓発に努めます。</p>
	② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	<p>●消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行うとともに、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談に努めます。また、関係機関等と連携を図るなど消費者トラブルの防止や被害からの救済に取り組みます。</p>		継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行うとともに、障害のある人の特性に配慮した電話やファックスなどによる消費生活相談の環境の整備に努めます。また、関係機関等と連携を図るなど消費者トラブルの防止や被害からの救済に取り組みます。</p>
		<p>●消費者トラブルの防止及び障害のある人の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、消費生活に関する相談や講座等を適宜実施し、障害のある人等に対する消費者教育を推進します。</p>	<p>・新たな詐欺等が多数発生し、その手口も益々巧妙となっているため、引き続き、啓発による防止と消費生活相談による早期解決の両輪で取り組んでいく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある人の消費者トラブルの防止及び消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、消費生活に関する相談や講座等をその障害の特性に配慮して適宜実施し、障害のある人等に対する消費者教育を推進します。</p>

基本施策8: 権利擁護、啓発・差別の解消

(1) 権利擁護	① 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進	<p>●知的障害のある人など判断能力が十分でない人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行います。また、社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助等の事業に対し補助を行うことにより、後見には至らないが支援が必要な人に対しても、適切なサービス等が提供できるよう努めます。</p>	<p>・成年後見制度については、「尼崎市成年後見等支援センター」において、引き続き、支援を要する人に対する制度利用を進めていく。また、障害当事者や家族、支援者が将来の備えとして知識を持てるよう、家族会や相談支援事業所等に対して丁寧に周知啓発するとともに、連携を密にして、障害当事者の権利擁護に繋がるよう相談支援に努めていく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●知的障害のある人など判断能力が十分でない人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行います。また、社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助等の事業に対し補助を行うことにより、後見には至らないが支援が必要な人に対しても、適切なサービス等が提供できるよう努めます。</p>
		<p>●成年後見等支援センターにおける窓口相談や専門相談会の実施等により、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応するとともに、対応が困難な事案等については、福祉・保健・法律等の専門家で構成されるサポートチームと協議・対応するなど、権利擁護に係るネットワークの強化に取り組みます。また、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組みます。</p>		継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●成年後見等支援センターにおける窓口相談や専門相談会の実施等により、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応するとともに、個別ケースの支援にあたっては、相談支援事業所など関係機関が役割分担のうえ連携した支援につながるよう「地域連携ネットワーク」機能の強化に取り組みます。また、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組みます。</p>
	② 障害者虐待防止への取組	<p>●障害者虐待の防止や早期発見に向け、市民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、市民等から通報があった場合には迅速な対応に努めます。</p>	<p>・障害者虐待防止対策については、「障害者虐待防止センター」でのOJTによる人材育成や関係機関との連携に取り組み、引き続き、支援体制の確保に努める。また、虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、これまでの取組に加え、障害者差別解消法や新たに制定された「尼崎市民権文化いきづくまちづくり条例」の取組とあわせた啓発を企画していくなど、より効果的な方法を取り入れていく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害者虐待の防止や早期発見に向け、市民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、市民等から通報があった場合には迅速な対応に努めます。</p>
		<p>●障害のある人への虐待があった場合の被虐待者やその養護者に対する相談・支援に取り組んでいきます。また、被虐待者の安全の確保や、虐待者に対する支援等も重要であるため、専門的な知識を有する人材の確保・育成を図るなど、障害者虐待防止センター機能の強化に努めるとともに、関係機関との連携強化を進めます。</p>		継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある人への虐待があった場合の被虐待者やその養護者に対する相談・支援に取り組んでいきます。また、被虐待者の安全の確保や、虐待者に対する支援等も重要であるため、専門的な知識を有する人材の育成や関係機関との連携強化など支援体制の確保に取り組みます。</p>

<p>(2) 理解・啓発活動及び差別解消</p> <p>① 理解の促進・啓発</p>	<p>●人権啓発事業や各種啓発事業等を通じて、障害や障害のある人の特性、必要な配慮等について市民の理解促進に努めるとともに、「障害者週間(12月3日～12月9日)」や「人権週間(12月4日～12月10日)」など、特に障害者福祉等に関心をもちやすい時期における啓発活動に取り組みます。</p>	<p>・「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」については、更なる付加価値を生み出していけるよう、引き続き、委託事業者や実行委員会、市民等との協働に取り組んでいく。</p>	更新	<p>・「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」について、基本施策6「②社会参加、交流活動の推進」から移設する。</p> <p>・その他の各種啓発活動は、地域での福祉教育等の取組と統合して記載する。</p>	<p>●「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」を毎年開催するとともに、イベントの実行委員会や参加メンバー等による交流活動等を通じて、障害や障害のある人、必要な配慮等について、市民の理解促進に取り組みます。</p>
	<p>●市民の障害福祉への関心が高まるよう、広報紙等を通じて啓発を進めるとともに、家庭等の身近なところでの福祉教育を推進します。</p>	<p>・人権に関する市民意識調査の結果を踏まえ、また、新たな条例に基づき設置する審議会の意見を聴取して、「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」の次期計画を策定する。同計画において、様々な人権課題を反映させるとともに人権文化いきつくまちづくりを推進させていくため、人権教育や啓発に関する取組を継続していく。</p>	更新	<p>・各種啓発活動と、地域での福祉教育等の取組を統合して記載する。</p>	<p>●「障害者週間(12月3日～12月9日)」や「人権週間(12月4日～12月10日)」など、特に障害福祉や人権問題に関心をもちやすい時期での啓発活動に取り組みます。また、市民の障害福祉への関心が高まるよう、広報紙等を通じて啓発を進めるとともに、家庭等の身近なところでの福祉教育を推進します。</p>
	<p>●社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業や、障害のある人やその家族等が主体的に取り組んでいる活動等に対して支援していきます。</p>		継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある人やその家族、地域の住民等が自発的に行う地域活動(理解促進、普及・啓発活動など)を支援・普及するため、活動経費の助成や活動内容の広報等を行います。</p>
	<p>●教養、文化・レクリエーションなどを目的とする学習の場において、障害のある人と地域の住民等が交流する「ふれあい学級」を実施し、障害のある人の生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。また、開催にあたっては、関係団体等との連携・協力を努めます。</p>	<p>・障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場において交流できる機会を創出していくため、引き続き、「ふれあい学級」を実施していく。</p>	継続	<p>・基本施策6「②社会参加、交流活動の推進」から移設する。</p> <p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●教養や文化・レクリエーションなどを目的とする学習の場「ふれあい学級」を定期的開催し、障害のある人と地域の住民等が交流する機会を創出することで、参加者の相互理解を図ります。また、開催にあたっては、関係団体等との連携・協力を努めます。</p>
	<p>●障害のある人に配慮した施設であることや外見からは分かりにくい内部障害など様々な障害について分かりやすく表示する「障害に関するマーク」の周知に努め、障害のある人が優先利用する設備や施設等における配慮等について、理解の向上につなげます。</p>		継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある人に配慮した施設であることや外見からは分かりにくい内部障害など様々な障害について分かりやすく表示する「障害に関するマーク」の周知に努め、障害のある人が優先利用する設備や施設等における配慮等について、理解の向上につなげます。</p>
	<p>●広報冊子、イベント、マスメディアの活用や企業、学校、地域社会などを通じ、障害のある人が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう、障害特性や必要な配慮について周知・啓発活動等を行います。</p>		移設	<p>・「②差別解消への取組の充実」に統合するため、移設する。</p>	—

	(2) 理解・啓発活動及び差別解消	② 差別解消への取組の充実	<p>●障害者差別解消法に基づき、市の対応要領を策定していくとともに、法の趣旨・目的等について周知・啓発に取り組めます。</p>	<p>・「職員対応要領」や障害の理解につながる研修を市の新任課長や新採職員を対象とした研修メニューに位置付け、今後も定期的開催していく。</p>	更新	<p>・対応要領による市職員への取組は基本施策9(市職員等の理解と配慮)で記載する。</p> <p>・障害特性や必要な配慮の周知・啓発全般について記載する。</p>	<p>・障害のある人が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう、障害者差別解消法の趣旨や重要性、障害の特性や必要な配慮等について、地域への周知や啓発を進めます。また、「<u>尼崎市障害者差別解消支援地域協議会</u>」を定期的開催して、差別事例の共有やその解消に向けた取組、地域への効果的な啓発手法等について協議します。</p>
			<p>●障害を理由とする差別の相談等に対する取組について、人権相談や福祉・保健相談の窓口である庁内関係部局や関係機関等と連携を図ります。</p>	<p>・「尼崎市障害者差別解消支援地域協議会」を定期的開催し、地域の関係機関によるネットワークの構築を図るとともに、差別事例の共有やその解消に向けた取組について協議していく。また、地域への啓発を進めていくため、引き続き、効果的なパンフレット・リーフレットの活用方法や啓発手法・ツールの提案等についても検討していく。</p>		更新	<p>・障害者差別や人権の窓口全般について記載する。</p>

基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮

(1) 情報の利用のしやすさ

① 情報提供の充実

●障害のある人に対する福祉サービスをまとめた「福祉の手引き」や本市における各種制度・サービス等をまとめた「尼崎市民べんり帳」を発行するとともに、ホームページを活用するなど一層の広報と利便性の向上に努めます。

●障害のある人に必要な情報を提供するため、「市報あまがさき」「市議会だより」「選挙のお知らせ」などの広報誌の点字・音声版を発行するとともに、「あまがさき介護保険だより」や「納税通知書」などの発送文書についても一部を点字で作成します。また、本市ホームページの作成の際には、音声による読み上げソフト等に対応するよう、利便性の向上に努めます。

●点字プリンターの一層の活用を図り、手続きに係る案内など要望を踏まえながら市役所からの発送文書の一層の点字化に努めます。

●一般の図書のほか、点字図書及び録音図書についても貸出しを行います。また、貸出しにあたっては、郵送貸出しを実施します。

・障害のある人への情報提供にあたっては、できる限り障害特性に配慮したものになるよう、引き続き、利便性の向上に努めていく。

・引き続き、ボランティアグループとの協働により、障害のある人のニーズに応えた点字・録音図書の取組を行っていく。

統合して更新

・「福祉の手引き」の点訳化や情報支援機器の導入などについて追記する。

●障害のある人に必要な情報を提供するため、「市報あまがさき」「市議会だより」「選挙のお知らせ」などの広報誌の点字・音声版を発行するとともに、福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」や「あまがさき介護保険だより」などについても一部を点字で作成します。また、ホームページの活用や情報支援機器の導入など障害特性に配慮した情報取得の環境づくりに取り組み、一層の広報と利便性の向上に努めます。

継続

・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。

●点字プリンターの一層の活用を図り、手続きに係る案内など要望を踏まえながら市役所からの発送文書の一層の点字化に取り組みます。

更新

・対面朗読など図書館での取組全般を記載する。

●視覚障害のある人等に対して、対面朗読や点字図書・録音図書の郵送貸出を行います。また、点字作業の実演や支援機器を紹介するなどし、障害のある人への配慮等について啓発します。

(1) 情報の利用のしやすさ

<p>② 意思疎通支援の充実</p>	<p>●障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業について一層の周知等を図ります。また、意思疎通支援者の養成講座への受講を促進するため、各講座の周知や受講対象者の拡大、受講者に対する支援等に取り組めます。</p>	<p>・意思疎通支援事業について、派遣事業は潜在的な利用ニーズが高く、加えて対象とする派遣理由の拡充を求める声が多いことから、引き続き、委託先である尼崎市聴力障害者福祉協会と連携を図り、事業の運用方法などについて検討していく。また、意思疎通支援者の確保に向けては、引き続き、各養成講座を実施するほか、委託先である尼崎市聴力障害者福祉協会と連携を図り、手話講習会での支援内容の紹介や他市の運用を参考にするなど、支援者の増加に向けた取組を進めていく。</p>	<p>更新</p>	<p>・遠隔手話サービスの導入等について追記する。</p>	<p>●障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業の継続的な実施と一層の周知に<u>取り組むとともに、遠隔手話サービスを導入するなど支援の充実を図ります。</u>また、意思疎通支援者の確保に向けて、養成講座の受講促進や受講者の課程修了につなげるため、各講座の周知や受講者に対する支援等に取り組めます。</p>
<p>② 意思疎通支援の充実</p>		<p>・「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話の理解や普及等に向けては、広報冊子の配布先を拡大していくとともに、参加者数が伸びていない手話講習会の一層の周知に向けて、本庁舎1階にある「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」やSNSを活用するなど効果的な情報発信に取り組んでいく。また、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」において、これら取組の評価・検証を行い、引き続き、施策の計画的な推進に取り組んでいく。</p>	<p>新設</p>	<p>手話言語条例に基づく施策や取組を追記する。</p>	<p>●「<u>尼崎市手話言語条例</u>」に掲げる手話とろう者への理解や手話の普及の一層の推進に向けて、市民を対象とした手話講習会など様々な啓発活動を行うとともに、「<u>聴覚障害者コミュニケーション支援センター</u>」と連携・協力しながら、地域への周知に取り組めます。また、「<u>尼崎市手話言語条例施策推進協議会</u>」を定期的に開催して、手話関連施策の評価・検証や地域課題の共有、地域への効果的な啓発手法等について協議します。</p>
<p>② 意思疎通支援の充実</p>		<p>・障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、人権文化いきづまづくりの推進に関する施策(人権施策)としての位置付けや、情報アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上の視点も考慮しながら、次期障害者計画に今後の方向性等を盛り込んでいく。また、尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1: 圧縮と再編の取組)に基づく、身体障害者福祉会館の移転にあたっては、移転先施設(教育・障害福祉センター)のバリアフリー改修や情報通信機器等の導入など、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組んでいく。</p>	<p>新設</p>	<p>情報・コミュニケーション支援に関する施策や取組を追記する。</p>	<p>●<u>障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けて、施設移転により情報支援に係るバリアフリー改修を行う「身体障害者福祉会館」と併設施設となる「身体障害者福祉センター」に情報支援機器を導入し、それら施設機能を活用して、障害のある人の情報取得や伝達等を支援します。また、施設の「福祉避難所」としての役割も考慮し、災害や緊急時における円滑な情報支援について施設管理者等と協議を行うとともに、こうした取組の手法や効果をさまざまな事業や取組への展開につなげます。</u></p>
<p>③ 講座の開催</p>	<p>●身体障害者福祉センターにおいて、点字、手話、パソコン・インターネット等に関する各種講座を開催し周知に努めます。また、開催にあたっては、利用者のニーズ等を把握するなど、講座内容の充実に努めます。</p>	<p>・身体障害者福祉センターの各種講座については、利用ニーズの把握を行い、開催内容の充実等に努めるとともに、市報等による広報や関係団体への参加依頼を行うことで、利用者数の増加につなげていく。</p>	<p>更新</p>	<p>センターにおける情報支援に関する取組を追記する。</p>	<p>●身体障害者福祉センターにおいて、点字や手話、パソコン、スマートフォンなど情報支援に関する各種講座を開催します。また、開催にあたっては<u>障害特性に配慮した周知方法に努めるとともに、利用者等のニーズを把握するなど、講座内容の充実に取り組めます。</u></p>

(2) 行政等
における配
慮

<p>① 市職員 等の理解と 配慮</p>	<p>●市役所や市の公共施設等における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に規定する対応要領等に基づき、必要かつ合理的な配慮に取り組みます。</p>	<p>・「職員対応要領」や「手話」など障害の理解につながる研修について、これまでに作成した各種パンフレット等を活用し、引き続き、市の新任課長や新採職員を対象とした研修メニューとして、定期的に開催していく。また、希望者を対象とした手話研修を実施し、幅広く学習意欲の向上に努めていく。</p>	<p>継続</p>	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市職員に対して「職員対応要領」や手話等の研修を行うとともに、管理職に対しては、職場における合理的配慮の研修を行います。また、研修受講者を募集する際は、情報支援など必要な配慮を行います。</p>
	<p>●市職員等に対して、障害や障害のある人への理解促進や必要な配慮、手話や筆談等に関する研修の実施に取り組み、市役所窓口等における適切な対応に努めます。</p>	<p>・意思疎通に配慮した窓口の環境整備に向けては、引き続き、南北保健福祉センターに配置した手話通訳者や両センターと支所等に設置したタブレット端末等の効果的な運用について検討していく。また、市主催の講演会等における意思疎通支援者の配置に係る予備的経費についても、現行の取組を継続しながら、各所属に対して、合理的配慮の考え方や予算の確保を促していく。</p>	<p>更新</p>	<p>・情報支援機器の導入について追記する。</p>	<p>●市職員等に対して、障害や障害のある人への理解促進や必要な配慮、手話や筆談等に関する研修等を実施するとともに、市が主催するイベント等への意思疎通支援者の配置や情報支援機器の導入など、適切な対応に取り組みます。</p>
<p>② 選挙に 関する配慮</p>	<p>●点字や音声等による候補者情報の提供や障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動に支援が必要な障害のある人に配慮した投票所の段差解消や投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めます。</p>		<p>継続</p>	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●点字や音声等による候補者情報の提供や障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動に支援が必要な障害のある人に配慮した投票所の段差解消や投票所内の設備・備品の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。</p>
	<p>●公職選挙法の改正にともなう制度変更（成年被後見人の選挙権の回復等）への対応や自身で投票することが困難な投票人に対して、選挙事務に従事する職員が代理で投票を行うなど、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、各投票所の従事者に十分な周知等を図ります。</p>	<p>・障害特性に応じた選挙情報の提供や必要な配慮等について選挙事務に従事する職員への説明会を行うなど、引き続き、投票環境等の向上に努めていく。</p>	<p>統合して 更新</p>	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●投票用紙への記載が困難な選挙人に対して選挙事務に従事する職員が代理で投票を補助するなど、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、各投票所の従事者に十分な周知等を図ります。また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。</p>
	<p>●指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。</p>				